

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件 名	令和 7 年 3 月教育委員会定例会
3	概 要	1 開催日時 令和 7 年 3 月 2 6 日（水曜日）午後 1 時 2 5 分～午後 3 時 2 0 分 2 開催場所 守谷市役所 全員協議会室 3 教育長及び各委員の出欠状況 4 名出席（河原健教育長職務代理者、椎名和良委員、辺見芳宏委員、萩谷直美委員） 4 説明のための職員出席者等（職員数 7 名） 教育部長 小林 伸稔 教育部参事 古橋 雅文 教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子 学校教育課長 前川 優子 教育指導課長 村松 静 給食センター長 鈴木 林 中央図書館長 平塚 恭子 事務局員（学校教育課） 1 名 5 傍聴人 なし 6 議題 【議決事項】 （議決） （1）議案第 7 号 令和 7 年度（令和 6 年度対象）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針について （2）議案第 8 号 学校医の委嘱について （3）議案第 9 号 学校歯科医の委嘱について （4）議案第 10 号 学校薬剤師の委嘱について （5）議案第 11 号 守谷市立学校産業医の選任について （6）議案第 12 号 守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について （7）議案第 13 号 守谷市通学区域審議会の委員の選任について （8）議案第 14 号 守谷市通学区域審議会部会設置要綱の制定について （9）議案第 15 号 守谷市立小中学校適正配置基本方針の決定について （10）議案第 16 号 守谷市文化財保護審議会委員の委嘱について

	(11) 議案第17号 守谷市大野公民館長の委嘱について (12) 議案第18号 文化財の市指定に係る文化財保護審議会への諮問について (13) 議案第19号 守谷市立学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について (14) 議案第20号 教育委員会職員の人事異動について 【協議事項】 無し 【報告事項】 (1) 報告第5号 守谷市通学区域審議会の答申について (2) 報告第6号 令和7年度守谷市社会教育指導員の採用について (3) 報告第7号 令和7年守谷市議会3月定例会議会について
4 今後の状況	次回の定例会教育委員会は、令和7年4月25日（金曜日）午後1時30分から開催予定

令和7年3月教育委員会定例会

会 議 資 料

日 時 令和7年3月26日（火）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 全員協議会室

令和7年3月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和7年3月26日(火)

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 全員協議会室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

議案第 7 号 令和7年度(令和6年度対象)守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針について

議案第 8 号 学校医の委嘱について

議案第 9 号 学校歯科医の委嘱について

議案第 10 号 学校薬剤師の委嘱について

議案第 11 号 守谷市立学校産業医の選任について

議案第 12 号 守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

議案第 13 号 守谷市通学区域審議会の委員の選任について

議案第 14 号 守谷市通学区域審議会部会設置要綱の制定について

議案第 15 号 守谷市立小中学校適正配置基本方針の決定について

議案第 16 号 守谷市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第 17 号 守谷市大野公民館長の委嘱について

議案第 18 号 文化財の市指定に係る文化財保護審議会への諮問について

議案第 19 号 守谷市立学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について

議案第 20 号 教育委員会職員の人事異動について

4 協議事項

無し

5 報告事項

報告 5 号 守谷市通学区域審議会の答申について

報告 6 号 令和7年度守谷市社会教育指導員の採用について

報告 7 号 令和7年守谷市議会3月定例会について

6 その他

議案第7号

令和7年度（令和6年度対象）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針について

令和7年度（令和6年度対象）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針を別紙のとおり決定する。

令和7年3月26日 提出
守谷市教育委員会
教育長職務代理者 河原 健
令和7年3月 日原案 決

提案理由

本案は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づく令和7年度（令和6年度対象）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の実施方針を決定するものです。

議案	頁数
7号	1

平成7年度（令和6年度対象）

守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針（案）

1 趣 旨

守谷市教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民に対する説明責任を果たす。

2 実施方法

- (1) 市の教育目標である「新しい時代をたくましく生きぬく人づくりを目指して」を具現化するために位置付けた事業の内、守谷市教育大綱において「あるべき未来の姿」を実現するための重点的取組を対象として点検評価を行う。また、令和6年度に教育委員会事務局各課が実施した個々の事務事業については、守谷市が行う行政評価（施策・事務事業評価）で実施する。
- (2) 点検及び評価は、当該年度の施策・重点事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (3) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、教育委員会が委嘱する「点検評価に関する有識者」（点検評価委員）を置き、その意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。

3 点検・評価の対象

- (1) 教育委員会の活動状況
教育委員会の予算・決算の状況のほか、会議開催状況、会議以外の活動状況など
- (2) 令和6年度重点事業
各課が特に重点的に取り組んだ事業（施策体系別）
- (3) 施策実現のための主な取組
施策実現のために令和6年度に各課が取り組んだ主な事業（施策体系別）

4 評価方法

指標・数値により具体的な進捗状況を示しつつ、以下項目を明らかにして教育委員会内で自己評価を行った後、点検評価委員の十分な審議を経て、教育に関する知見に基づく評価をいただく。

- ・ 目的
事業を実施することで達成させたい目標を記載
- ・ 事業内容（取組・成果）
令和6年度に所管課が取り組んだ事業内容について、実績が分かるように記載
- ・ 課題
令和6年度の実績を分析し、目的達成における課題を記載
- ・ 対応方向
課題を克服し、実績向上を図るために取り組んでいく今後の方向性を記載
- ・ 外部からの意見
保護者や児童生徒、各種委員会等の構成員等から寄せられた意見や指摘等を記載
- ・ 成果指標
教育大綱最終年度となる令和8年度の目標値を設定し、令和6年度の実績値について目標値に対する達成状況を、AからDの4段階で評価。

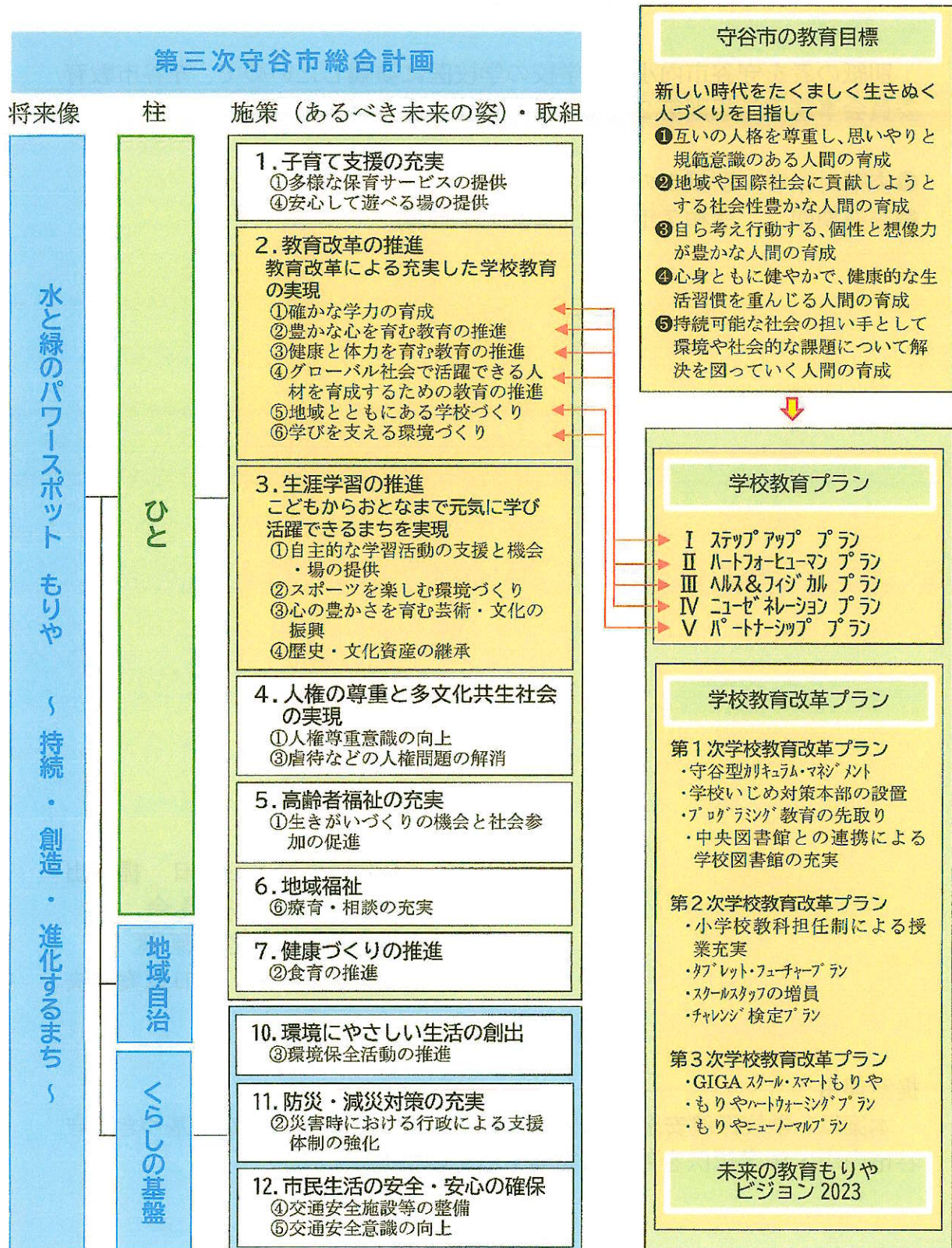
5 評価結果の報告及び公表

点検評価結果報告書は、守谷市議会に報告するとともに、守谷市公式ホームページ掲載と窓口閲覧により広く市民に公表する。

議案	頁数
7号	2

守谷市の教育体系（令和4年度～令和6年度）

守谷市の教育行政は、第三次守谷市総合計画で定めた守谷市が目指す将来像の実現のため、教育改革による充実した学校教育の実現に向け、教育改革の推進に取り組みます。



議案第8号

学校医の委嘱について

別紙の者を守谷市内小・中学校の学校医に委嘱したいので、守谷市教育委員会事務委任規則第2条第7号の規定により議決を求める。

- 委嘱対象者 別紙1のとおり
- 委嘱期間 令和7年4月1日から2年間

令和7年3月26日 提出
守谷市教育委員会
教育長職務代理者 河原 健
令和7年3月 日原案 決

提案理由

本案は、学校保健安全法第23条第1項及び第3項の規定に基づき、守谷市内小・中学校医を新たに委嘱するものです。

議案	頁数
8号	1

別紙 1

学校医委嘱対象者

学 校 名	氏 名	病 院 名 等	備 考
大井沢小学校	吉田 素康	よしだ胃腸内科クリニック	再任
大野小学校	城賀本 満登	総合守谷第一病院	再任
高野小学校	榎本 啓典	えのもと小児科	再任
守谷小学校	小林 英昭	小林医院	再任
守谷小学校	永瀬 惟	永瀬内科	再任
黒内小学校	下村 滋	下村医院	再任
黒内小学校	柴田 佐和子	しばたキッズクリニック	再任
黒内小学校	小野内 健司	南守谷クリニック	再任
御所ヶ丘小学校	塩澤 史隆	カリオクリニック	再任
郷州小学校	佐藤 明子	さとう内科・脳神経外科クリニック	再任
松前台小学校	城賀本 満登	総合守谷第一病院	再任
松ヶ丘小学校	金子 英哲	もりや小児科医院	再任
松ヶ丘小学校	榎本 啓典	えのもと小児科	再任
守谷中学校	佐藤 明子	さとう内科・脳神経外科クリニック	再任
愛宕中学校	貝塚 広史	貝塚みずき野クリニック	再任
御所ヶ丘中学校	原 健	はら内科クリニック	再任
御所ヶ丘中学校	永吉 亮	守谷こどものところとからだのクリニック	再任
けやき台中学校	榎本 啓典	えのもと小児科	新規

議案第9号

学校歯科医の委嘱について

別紙の者を守谷市内小・中学校の学校歯科医に委嘱したいので、守谷市教育委員会事務委任規則第2条第7号の規定により議決を求める。

- 委嘱対象者 別紙2のとおり
- 委嘱期間 令和7年4月1日から2年間

令和7年3月26日 提出
守谷市教育委員会
教育長職務代理者 河原 健
令和7年3月 日原案 決

提案理由

本案は、学校保健安全法第23条第2項及び第3項の規定に基づき、守谷市内小・中学校歯科医を新たに委嘱するものです。

議案	頁数
9号	1

別紙 2

学校歯科医委嘱対象者

学 校 名	氏 名	病 院 名 等	備 考
大井沢小学校	橋本 亜樹	あき歯科クリニック	再任
大野小学校	渡邊 大郎	渡辺歯科クリニック	再任
高野小学校	小原 俊彦	おぼら歯科クリニック	再任
守谷小学校	川村 全	川村矯正歯科	再任
守谷小学校	鈴木 冴沙	パレットデンタルクリニック	新規
黒内小学校	齋藤 健	守谷タウン歯科	再任
黒内小学校	盛 晋作	守谷駅前りんご歯科	再任
黒内小学校	小俣 佑香	ひかり歯科	再任
御所ヶ丘小学校	橋本 秀明	橋本歯科医院	再任
郷州小学校	中里 憲文	みずき野歯科医院	再任
松前台小学校	岸本 吉史	ひがし歯科	新規
松ヶ丘小学校	松藤 雄二	南守谷ファミリー歯科	再任
松ヶ丘小学校	連石 宏一郎	つれいし歯科クリニック	再任
守谷中学校	京嶋 俊幸	京嶋歯科	再任
愛宕中学校	阿部 吉晴	あべ歯科クリニック	再任
御所ヶ丘中学校	長田 慶太	風と星デンタルクリニック守谷	再任
御所ヶ丘中学校	山崎 貴也	たかや歯科クリニック	再任
けやき台中学校	河合 弘行	河合歯科	再任

議案第10号

学校薬剤師の委嘱について

別紙の者を守谷市内小・中学校の学校薬剤師に委嘱したいので、守谷市教育委員会事務委任規則第2条第7号の規定により議決を求める。

- 委嘱対象者 別紙3のとおり
- 委嘱期間 令和7年4月1日から2年間

令和7年3月26日 提出
守谷市教育委員会
教育長職務代理者 河原 健
令和7年3月 日原案 決

提案理由

本案は、学校保健安全法第23条第2項及び第3項の規定に基づき、守谷市内小・中学校薬剤師を新たに委嘱するものです。

議案	頁数
10号	1

別紙 3

学校薬剤師委嘱対象者

学 校 名	氏 名	病 院 名 等	備 考
大井沢小学校	川島 秀章	つばき薬局守谷店	新規
大野小学校	塚本 めぐみ	長生堂薬局	再任
高野小学校	溝口 綾子	守谷慶友病院	再任
守谷小学校	田中 加奈	守谷薬局	再任
黒内小学校	田中 加奈	守谷薬局	再任
御所ヶ丘小学校	塚本 雅章	長生堂薬局	再任
郷州小学校	田中 暢	守谷薬局	再任
松前台小学校	宇佐美 敬	薬師台調剤薬局	再任
松ヶ丘小学校	原田 直子	くすりの健康堂薬局	新規
守谷中学校	宇佐見 敬	薬師台調剤薬局	再任
愛宕中学校	田中 暢	守谷薬局	再任
御所ヶ丘中学校	塚本 雅章	長生堂薬局	再任
けやき台中学校	間宮 絢美	ひかり薬局 守谷ゆりがおか店	再任

議案第11号

守谷市立学校産業医の選任について

守谷市立学校教職員労働安全衛生管理に関する規則（平成4年規則第2号）第12条第1項及び第2項の規定により選任するものです。

氏 名	病院名	主勤務校
しもむら しげる 下村 滋	下村医院	黒内小学校
ながせ ゆい 永瀬 惟	永瀬内科	守谷小学校

任期 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

令和7年3月26日 提 出
守谷市教育委員会
教育長職務代理者 河原健
令和7年3月 日原案 決

提案理由

本案は、市内小学校において労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第1項で規定による産業医を選任する必要性が生じたため、守谷市立学校教職員労働安全衛生管理に関する規則第12条第1項及び第2項の規定に基づき、選任するものです。

議案第12号

守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和7年3月26日 提出
守谷市教育委員会
教育長職務代理者 河原 健
令和7年3月 日原案可決

提案理由

本案は、令和7年度の組織改編に伴い、学校教育課のグループを再編するため規則の一部を改正するものです。

議案	頁数
12号	1

守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月 日

守谷市教育委員会教育長職務代理者

守谷市教育委員会規則第 号

守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

守谷市教育委員会事務局組織規則（平成2年守谷町教育委員会規則第5号）
の一部を次のように改正する。

第2条の表中「教育総務グループ」を「学務グループ，総務・企画グループ」に改める。

附 則

この規則は，令和7年4月1日から施行する。

議 案	頁 数
12号	2

議案第13号

守谷市通学区域審議会の委員の選任について

守谷市通学区域審議会条例に基づき、審議委員を新たに選任するため、別紙のとおり関係機関に選任依頼を行う。

令和 7 年 3 月 26 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長職務代理者 河原 健
令和 7 年 3 月 日原案 決

提案理由

守谷市通学区域審議会については、守谷市立小中学校適正配置基本方針に基づき、毎年度市内小中学校区の児童生徒数推移及び地区ごとの課題等を継続的に把握していくこととなったため、守谷市通学区域審議会条例第2条第2項、第3条第2項に基づき、令和7年度からの委員を新たに委嘱するための選任依頼を行って良いか、議決を求めるものです。

議 案	頁 数
13号	1

守谷市通学区域審議会委員の構成について

1 令和6年度審議内容

- ・守谷市立小学校及び中学校の適正配置について

2 守谷市通学区域審議会構成（案）

区分	依頼先	所属
守谷市通学区域審議会 条例第2条第2項 第1号（小、中学校長）	守谷市校長会	校長会会長
		校長会副会長
		守谷中学校長
		守谷小学校長
守谷市通学区域審議会 条例第2条第2項 第2号（小、中学校P TA会長）	守谷市P T A連絡協議会	守谷市P T A連絡協議会会長
		郷州小学校P T A会長
		守谷小学校P T A会長
		御所ヶ丘中学校P T A会長
		松ヶ丘小学校P T A会長
守谷市通学区域審議会 条例第2条第2項 第3号（学識経験者）		筑波大学人間学群教授
		学識経験者
守谷市通学区域審議会 条例第2条第2項 第4号（その他教育委 員会が必要と認める 者）	各地区まちづくり 協議会及び	北守谷地区まちづくり協議会
		大野地区まちづくり協議会
		高野地区まちづくり協議会
		みずき野地区まちづくり協議会
		守谷B地区まちづくり協議会を代表する者
		守谷C地区まちづくり協議会を代表する者
		守谷D地区まちづくり協議会を代表する者
		幼稚園保護者代表
		保育所保護者代表

※筑波大学教授は継続就任依頼予定

※学識経験者については調整中

○守谷市通学区域審議会条例

平成3年9月27日

条例第20号

(設置)

第1条 本市小、中学校通学区域の適正化を期するため、教育委員会の諮問機関として、守谷市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、教育委員会が委嘱する。

(1) 小、中学校長

(2) 小、中学校PTA会長

(3) 学識経験者

(4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

2 前条第2項各号のうち、特定の職により委嘱された委員にあつては、その職を離れたときは、委員の資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月29日条例第3号）抄

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条から第4条までの規定 平成30年4月1日

議案	頁数
13号	3

議案第14号

守谷市通学区域地域検討部会設置要綱の制定について

守谷市通学区域地域検討部会の設置に関する取扱要綱を別紙のとおり定める。

令和7年3月26日 提出
守谷市教育委員会
教育長職務代理者 河原 健
令和7年3月 日原案 決

提案理由

本案は、守谷市立小中学校適正配置基本方針に定めて市内公立小中学校の適正化方策を検討する部会について、設置及び運営に関する事項を定めるものです。

議案	頁数
14号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市通学区域地域検討部会設置要綱を次のように定める。

令和7年3月 日

守谷市教育委員会教育長職務代理者 河 原 健

守谷市通学区域地域検討部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、守谷市立小中学校適正配置基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、守谷市立小中学校（以下「学校」という。）の学校規模を適正に近づけるための方策（以下「適正化方策」という。）について、地域における課題等を踏まえた協議を行うために設置する、守谷市通学区域地域検討部会（以下「部会」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 部会は、基本方針において適正化方策を検討すると定めた水準に達した学校（以下「当該校」という。）が生じた場合、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 当該校の適正化方策
- (2) 当該校の通学路の安全に関すること
- (3) その他当該校の適正化方策を実施するために、守谷市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めること

2 部会は、前項に掲げる協議が終了したときは、その協議内容を、守谷市通学区域審議会条例（平成3年守谷町条例第20号）に規定する守谷市通学区域審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければならない。

(組織)

第3条 部会は、適正化方策を検討すべき案件ごとに15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、委員会が委嘱する。

- (1) 当該校PTA役員
- (2) 当該校学校運営協議会委員（当該校において学校運営協議会が発足していない場合は、当該校の通学区域に住所を有し、学校の運営に資する活動を行う者）
- (3) 当該校長
- (4) その他委員会が必要と認めた者

(任期)

議案	頁数
14号	2

第4条 委員の任期は、委嘱の日から協議事項を審議会に報告する日までとする。

(運営)

第5条 部会は、委員会が招集する。

2 部会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことはできない。

(議長)

第6条 部会には部会長を置き、部会長は委員の互選により決定する。

2 部会長は、会議を統括し、議長となる。

3 部会長が不在のときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

(謝礼)

第7条 委員の謝礼は、1日につき7,000円とする。ただし学校長には謝礼を支払わないこととする。

(庶務)

第8条 会議における庶務は、学校教育課において処理する。

(補足)

第9条 この告示に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

議案	頁数
14号	3

議案第15号

守谷市立小中学校適正配置基本方針の決定について

守谷市立小中学校適正配置基本方針を別紙（資料①）のとおり定める。

令和7年3月26日 提出
守谷市教育委員会
教育長職務代理人 河原 健
令和7年3月 日原案 決

提案理由

本案は、守谷市通学区域審議会より答申があった、「守谷市立小学校及び中学校の適正配置について」に基づき守谷市立小中学校適正配置基本方針を定めるものです。

議案	頁数
15号	1

議案第16号

守谷市文化財保護審議会委員の委嘱について

守谷市文化財保護審議会条例（昭和52年条例第16号）第4条に基づき、守谷市文化財保護審議会委員を次のとおり委嘱する。

No.	氏 名	分 野	備 考
1	根本 正美	地域文化	6期目
2	鈴木 康男	地域文化	6期目
3	増記 多佳子	日本美術史（学芸員）	5期目
4	横張 克博	地域文化	4期目
5	大原 逸男	郷土史	4期目
6	松本 典幸	古文書	3期目
7	石井 國宏	郷土史	新 規
8	小田野 博	公募	2期目

任 期 令和7年4月1日から令和10年3月31日

令和7年3月26日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教育長職務代理者 河 原 健
令和7年3月26日原案 決

提案理由

本案は、令和7年3月31日で、守谷市文化財保護審議会委員の任期が満了となるため、新たに委嘱するものです。

守谷市文化財保護審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、守谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に守谷市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

第4条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者、公募により選出する市民及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

第5条 委員の任期は、3年とし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終わったときは、退任するものとする。

3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に、教育委員会規則の定めるところにより、部会を置くことができる。

(教育委員会規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年6月21日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月30日条例第9号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 17 号

守谷市大野公民館長の委嘱について

守谷市大野公民館長を次の者に委嘱する。

住 所 守谷市野木崎

氏 名 なかじま しんいち
中島 伸一 4 期目

任 期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日

令和 7 年 3 月 26 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教育長職務代理者 河 原 健
令和 7 年 3 月 26 日原案 決

提案理由

本案は、令和 7 年 3 月 31 日で、守谷市大野公民館長の任期が満了となるため、新たに委嘱するものです。

議 案	頁 数
17号	1

守谷市大野公民館長の委嘱等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、守谷市立公民館の設置及び管理に関する条例（平成22年守谷市条例第25号）第3条の規定により、守谷市大野公民館長（以下「館長」という。）の委嘱等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 館長は、大野小学校の通学区域に住所を有する社会教育の関係者又は学識経験のある者のうちから、教育長が委嘱する。

(任期)

第3条 館長の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 教育長は、特別の事由があるときは、前項の任期中においても館長の委嘱を解くことができる。

(謝礼)

第4条 館長の謝礼は、年額22,400円とする。

附 則

この規則は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

議案第18号

文化財の市指定に係る文化財保護審議会への諮問について

下記文化財（有形文化財）についての市指定に関し、守谷市文化財保護条例（昭和52年条例第1号）第4条第3項に基づき、守谷市文化財保護審議会に諮問する。

記

No.	物件名	所有者等
1	ろくじみょうごう 六字名号	雲天寺
2	かんしょう 喚鐘	雲天寺
3	くまのかんしんじっかいまんだら 熊野観心十界曼荼羅	清瀧寺

令和7年3月26日 提出
守谷市教育委員会
教育長職務代理者 河原 健
令和7年3月26日原案 決

提案理由

本案は、上記有形文化財の指定の可否について、守谷市文化財保護審議会に諮問するものです。

守教委発第 号
令和 年 月 日

守谷市文化財保護審議会
会 長 横 張 克 博 様

守 谷 市 教 育 委 員 会
教育長職務代理者 河原 健

文化財の市指定について（諮問）

下記有形文化財についての市指定に関し、守谷市文化財保護条例第4条
第3項に基づき、守谷市文化財保護審議会に諮問します。

記

No.	物件名	所有者等
1	ろくじみょうごう 六字名号	雲天寺
2	かんしょう 喚鐘	雲天寺
3	くまのかんしんじつかいまんだら 熊野観心十界曼荼羅	清瀧寺

1 六字名号



掛軸 1幅 絹本墨書

縦:94.7cm

横:34.8cm

【銘文】

(箱蓋表書)祐天上人御名号

(箱蓋裏書)祐天上人真筆<刀水>

(箱小口書)祐天上人/真筆/祐天寺
三六世<口水蔵>

(紙背銘)表六字絹地十念御名号者
増上寺/三十六世当寺開山前大僧
正/明蓮社顕誉上人愚心祐天大和
尚/染筆無疑者也/寛政九丁巳天(1
797)五月十五日/明顕山祐天寺
六世/得誉祐全<花押>

議案	頁数
18号	3

2 喚鐘

参考資料

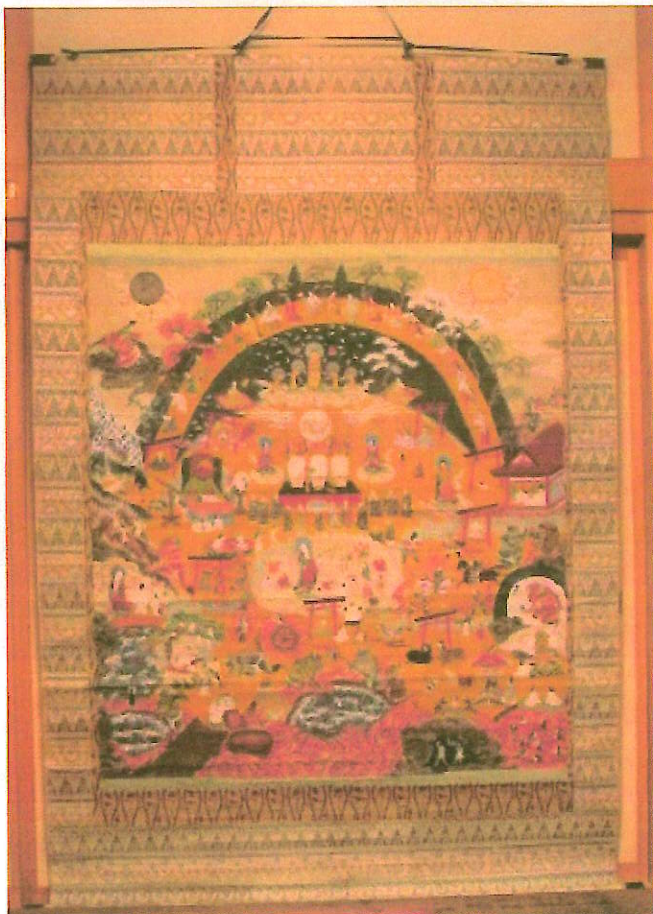


總高:51.8cm
口径(外):30.3cm
口径(内):24.5cm

【銘文】

(池の間)下総国相馬郡/守谷町/八幡山運転寺/三十四主/岳譽代/寄府/檀方中/嘉永二年己酉(1849)/十月吉日
(縦帯)江戸住/西村和泉守作

3 熊野觀心十界曼荼羅



掛軸 1幅 紙本着色
縦:138.0cm
横:126.0cm

【銘文】

(箱蓋表書)善惡兩道/十方界之図/
釈迦仏涅槃像/弍幅/清龍寺什物

議案	頁数
18号	4

議案19号

守谷市立学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について

守谷市立学校職員服務規程の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和7年3月26日 提出
守谷市教育委員会
教育長職務代理者 河原 健
令和7年3月26日原案 決

提案理由

本案は、押印等を求める積極的意味合いが大きいものを除き行政手続における押印の見直しが求められていることを受け、様式から印を削るものです。

守谷市教育委員会訓令第 号

守谷市立学校職員服務規程（昭和63年守谷町教育委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年 月 日

守谷市教育委員会教育長職務代理者 河 原 健

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号中

作成課所	所属長印	本人印

「
を

作成課所

に改める。

様式第3号、様式第4号の2及び様式第5号中「㊟」を削る。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号(第9条関係)

(表)

研 修 承 認 願					年度分
〇〇学校長		様	職名		氏名
承認者印	期 間		研修内容	研修場所	備考
	年 月 日から	日間			
	年 月 日まで				
	年 月 日から	日間			
	年 月 日まで				

(裏)

承認者印	期 間		研修内容	研修場所	備考
	年 月 日から	日間			
	年 月 日まで				
	年 月 日から	日間			
	年 月 日まで				

様式第8号中「㊟」を削る。

様式第9号中「印」を削る。

様式第10号及び様式第11号中「㊟」及び「印」を削る。

様式第12号及び様式第13号中「㊟」を削る。

様式第14号中「本籍地」及び「印」を削る。

様式第16号中「㊟」を削る。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別記 1

様式第1号(第4条関係)

			年	月	日
守谷市教育委員会教育長 様					
〇〇学校					
			職名	氏	名
着 任 届					
年 月 日に採用(転勤)発令通知を受領し、			年 月 日に		
着任しました。					

注 同一内容の場合は、連名で届け出ること。

別記3

様式第2号(第5条関係)

年 月 日現在

履 歴 書 記 載 事 項 報 告 書

職 員 番 号			生 年 月 日		
フリガナ氏名			年 月 日		
性別	年 月 日改姓	採用 年 月 日			
フリガナ旧氏名			年 月 日		
本 籍			勤務箇所・職名・補職名等		
現 住 所					
学校名	学部・学科名(専攻科目)	修学期間	正規の 修学年 数	卒・修・ 中退の 別	証明の 有無
		年 月 日～年 月 日			
		年 月 日～年 月 日			
		年 月 日～年 月 日			
		年 月 日～年 月 日			
		年 月 日～年 月 日			
試 験	合格年月日	取 扱 機 関			
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
資格・免許	教科・領域	記号番号	取得年月日	取 扱 機 関	
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
教員免許状有効期間満了日(修了確認期限)			年 月 日		
研 修	研 修 期 間	実 施 機 関			
	年 月 日～年 月 日				
	年 月 日～年 月 日				
	年 月 日～年 月 日				
県に採用される以前の職歴					
期 間	勤 務 箇 所	職 種	発 令 機 関	証明の 有無	
年 月 日～年 月 日					
年 月 日～年 月 日					
年 月 日～年 月 日					
年 月 日～年 月 日					
年 月 日～年 月 日					
年 月 日～年 月 日					
年 月 日～年 月 日					
年 月 日～年 月 日					
年 月 日～年 月 日					
年 月 日～年 月 日					
年 月 日～年 月 日					
年 月 日～年 月 日					

作成課所

年 月 日 作成

別記 5

様式第3号(第6条関係)

履歴事項追加(訂正)届

年 月 日	
守谷市教育委員会教育長 様	
〇〇学校	
職名 氏	名 ____
年月日	
新事項	
旧事項	

注 1 履歴事項とは、氏名、本籍、住所、学歴、資格、免許等である。

2 氏名、本籍、現住所が変更した場合は、身分証明書を添付すること。

別記 7

様式第4号の2(第7条の2関係)

欠 勤 届

年 月 日	学校長 様
職氏名 学校 _____	
期 間 月 日 前 後 時 分 から 月 日 前 後 時 分 まで (日 時間 分)	
理由	

別記 13

様式第8号(第10条関係)

年 月 日	
守谷市教育委員会教育長 守谷市立〇〇小(中)学校長	様
〇〇学校 職名 氏 名____	
出 張 復 命 書	
旅行年月日 年 月 日から 月 日まで 日間 目的地及び用務先 用 務 上記の命令のとおり出張してきましたので、次のとおり復命します。 記	
1 2	

- 注 1 命令の内容が同一の場合は、連名で復命することができる。
- 2 あて先は、いずれか一方を消すこと。

別記15

様式第9号(第13条関係)

		文 書 番 号	
		年 月 日	
守谷市教育委員会教育長 様			
		〇〇学校長 氏	名_____
出 勤 届 出 書			
本校 〇〇(氏) 〇〇(名)の休暇については、守谷市立学校管理規則第21条第2項の規定により、すでに 月 日付け、第 号で報告済みであります。次のとおり休暇期間中に出勤しましたのでお届けします。			
記			
1 休暇期間			
2 出勤した期日			
3 理由			

注 「療養休暇」「特別休暇」については、「3理由」を書くこと。

別記 17

様式第10号(第15条関係)

営利企業等従事許可願

		年	月	日
守谷市教育委員会教育長 様				
		〇〇学校		
		職名 氏	名____	
従事しようとする団体名				
団体の所在地				
団体の事業内容				
団体の経営形態				
従事しようとする職名				
勤務の態様				
受けるべき報酬				
勤務時間				
その他参考事項				
学校長の意見				
		学校長 氏	名____	

様式第11号(第16条関係)

年 月 日

〇〇学校

職名 氏

名_____

福

- 1 従事しようとする団体名
- 2 団体の所在地
- 3 団体の事業内容
- 4 団体の経営形態
- 5 従事しようとする職名
- 6 勤務の態様
- 7 受けるべき報酬
- 8 勤務時間
- 9 その他参考事項

学校長の意見

学校長 氏

名_____

議案	頁數
19号	13

別記 2 1

様式第12号(第17条関係)

		年	月	日
守谷市教育委員会教育長 様				
		〇〇学校		
		職名 氏	名	
営 利 企 業 兼職(兼務) 等 離 職 届				
年	月	日	守谷市教育委員会教育長指令第	号で、許可(承認)され
た下記従事の業務を		年	月	日に離職しましたのでお届けします。
記				
1 従事していた団体名				
2 従事していた職名				

別記 2 3

様式第13号(第18条関係)

		年	月	日
守谷市教育委員会教育長 様				
		〇〇学校		
		職名 氏	名_____	
団 体 等 兼 職 届 (離)				
次のとおり、団体業務を兼(離)職しましたのでお届けします。				
記				
1	団体の名称			
2	団体の所在地			
3	兼(離)職の期間			
4	兼職期間			
5	職 名			
6	兼(離)職の理由			

別記 25

様式第14号(第20条関係)

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
現住所 勤務校 職 名 氏 名	
年 月 日生 年 月 日発行 守谷市立〇〇学校長 氏 名	

(裏)

注 意 事 項
1 この証明書は他人に貸与してはならない。 2 記載事項を変更する事由が生じたとき、又はき損したときは、速やかに発行者の訂正又は再交付を求めなければならない。 3 この証明書は、退職その他の理由により不用になったときは、直ちに発行者に返さなければならない。 4 この証明書の有効期間は、発行日後2年間とする。

別記 27

様式第16号(第22条関係)

年 月 日	
守谷市教育委員会教育長 守谷市立〇〇小(中)学校長	様
事務引継者	職氏名
事務引受者	職氏名
事 務 引 継 書	
次のとおり事務引継を完了しました。	
記	
1 担任事務の経過及び現状 2 特に注意を要する事項 3 懸案事項 4 将来の構想 5 その他	

守谷市立学校職員服務規程新旧対照表

改 正	現 行
<u>様式第1号（第4条関係）</u> 【別記1】 <u>様式第2号（第5条関係）</u> 【別記3】 <u>様式第3号（第6条関係）</u> 【別記5】 <u>様式第4号の2（第7条の2関係）</u> 【別記7】 <u>様式第5号（第9条関係）</u> 【別記9】 <u>様式第6号（第9条関係）</u> 【別記11】 <u>様式第8号（第10条関係）</u> 【別記13】 <u>様式第9号（第13条関係）</u> 【別記15】 <u>様式第10号（第15条関係）</u> 【別記17】 <u>様式第11号（第16条関係）</u> 【別記19】 <u>様式第12号（第17条関係）</u> 【別記21】	<u>様式第1号（第4条関係）</u> 【別記2】 <u>様式第2号（第5条関係）</u> 【別記4】 <u>様式3号（第6条関係）</u> 【別記6】 <u>様式4号の2（第7条の2関係）</u> 【別記8】 <u>様式第5号（第9条関係）</u> 【別記10】 <u>様式第6号（第9条関係）</u> 【別記12】 <u>様式第8号（第10条関係）</u> 【別記14】 <u>様式第9号（第13条関係）</u> 【別記16】 <u>様式第10号（第15条関係）</u> 【別記18】 <u>様式第11号（第16条関係）</u> 【別記20】 <u>様式第12号（第17条関係）</u> 【別記22】

様式第13号 (第18条関係)

【別記23】

様式第14号 (第20条関係)

【別記25】

様式第16号 (第22条関係)

【別記27】

様式第13号 (第18条関係)

【別記24】

様式第14号 (第20条関係)

【別記26】

様式第16号 (第22条関係)

【別記28】

議案第20号

教育委員会職員の人事異動について

教育委員会職員の人事異動について、別紙のとおり承認したいので、教育委員会の意見を求める。

令和7年 3 月26日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教育長職務代理者 河原 健
令和 年 月 日 認

提案理由

本案は、令和7年度（4月1日付け）の定期人事異動について内示があったので、教育委員会で承認するにあたり委員の意見を求めるものです。

議 案	頁 数
20号	1

報告第5号

守谷市通学区域審議会の答申について

令和5年5月29日付け守教委発第157号にて守谷市通学区域審議会に諮問した件につきまして、令和7年3月21日付けで答申がありましたので、別紙のとおり報告します。

令和7年3月26日 報告
守谷市教育委員会教育長
職務代理者 河原 健

報 告	頁 数
5 号	1

令和 7年 3月 21日

守谷市教育委員会 御中

守谷市通学区域審議会
会長 藤井 穂高



守谷市立小学校及び中学校の適正配置について（答申）

令和5年5月29日付け守教委発第157号で諮問のありました「守谷市立小学校及び中学校の適正配置」について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問内容

守谷市立小学校及び中学校の適正配置の方針について

2 諮問理由

児童生徒の適切な教育環境を確保するため、市内小中学校を中長期的に適正規模で推移させるための方針を定める。

3 答申

守谷市教育委員会は、本答申を基に守谷市立小中学校適正配置に関する基本方針を決定するとともに、今後、この方針に基づき市内小中学校の適正規模・適正配置を推進していく際、以下の点について十分な配慮を行うこと。

(1) 市内児童生徒数推計の継続

児童生徒数の推計については、今後の地区の傾向や課題を把握するための基礎データとなることを踏まえ、毎年度これを継続実施して市民に公表するとともに、推計手法について十分な精査検証を行い、安定的なデータを取得できるよう努めること。

(2) 適正配置を検討する時期

今回の答申において定めた、適正配置を検討する時期については、

報 告	頁 数
5 号	2

検討開始のための目安であり、社会情勢の変化や施設ごとの収容能力、特別支援学級数推移の傾向等、様々な要因があることを念頭に、柔軟に検討していくこと。

(3) 適正化方策推進の際に配慮すべきこと

学校運営は地域と密接に結びついており、学校と保護者、地域が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」となることが望まれている。また、発災時には地域住民が災害から逃れ、一時的に避難生活を送る避難所となることから、学校は地域の拠点施設であると言える。

このため、適正化方策を検討・実施する際には、児童生徒の心身の負担軽減、保護者の不安解消のほか、地域コミュニティ活動や防災面などへの影響も考慮して進めていくこと。

また、新たな通学路を設定する必要がある場合は、学校や保護者、道路管理者等と連携して確実に安全確保を図るとともに、遠距離通学となる場合は、スクールバスや公共交通機関の利用など、通学時の負担軽減のための対策を併せて検討していくこと。

(4) 小規模校対策の方針

現在、守谷駅周辺地区の児童生徒数の増加のみに焦点が当てられがちであるが、市全体では年少人口の割合が減少しており、将来的には小中学校ともに小規模校が複数発生する見込みとなっている。このことを踏まえ、市全体で適正配置を考えるという視点から、小規模校対策についても、学校施設長寿命化計画等の関連計画と連携を図りながら、将来の見通しを持って検討していくこと。

(5) 特定地域選択制度の適切な推進

本方針は個別案件に係るものではないが、特定地域選択制度に関する意見が多く寄せられたことを考慮し、黒内小学校適正化方策としての特定地域選択制度を適切かつ円滑に進めていくこと。

併せて、黒内小学校が依然、本答申において定めた、適正配置を検討すべき基準であることを重く受け止め、本審議会のもとに設置される部会を早急に立ち上げ、これまでの答申に基づいた適正化方策を検討・実施していくこと。

(6) 情報の公開

地域の学校の現状や児童生徒数の推移、地域課題に応じた適正配置方針については、児童生徒及びその保護者、未就学児の保護者、地域

報 告	頁 数
5 号	3

住民にとって大きな関心事である。このため、今後は審議会及び部会の審議内容や決定事項、児童生徒数情報などについて、市のホームページや広報紙、PTA、自治会等を通じてより広く地域に開示するとともに、早い段階から地域意向を聴取して理解と協力を得られるように努めること。

4 経緯と付帯意見

本市は、昭和50年代以降、みずき野地区、北守谷地区、南守谷地区、美園地区、つくばエクスプレスの開業を背景とした守谷駅周辺地区と、宅地開発が各地で順次進んできたため、人口は増加傾向が継続する一方、地区毎の児童生徒数に偏りが生じており、市内に過大規模校と小規模校が並立する状況となっている。

このような状況下、令和5年5月に守谷市教育委員会からの諮問を受け、本審議会では、子どもたちのより良い教育環境の確保を第一に考え、慎重に審議を重ねてきた。これまでの11回の会議では、教育委員会から提供を受けた資料を参考とするほか、学校施設見学会や他自治体視察により、様々な規模の学校現場を実際に確認した上で、全体での質疑や意見交換などを行ってきた。

審議においては、子どもたちにとって望ましい教育環境を確保するという視点を第一に考え、個別の学校の適正化方策ではなく、市全体を対象とする、望ましい学校規模や適正配置の検討を開始する基準などを設定した。

今後、この答申を基に適正配置の検討を開始する際には、保護者や地域にお住まいの皆様、学校関係者等の理解と協力を得ながら、子どもたちにとってどのような教育環境を整えるべきかを慎重に検討していただきたい。

5 その他

審議の中で、一部委員から、小学校の適正規模上限となる学級数を国の基準(18学級)より大きくすることについて強く異論が出され、このことにより将来の子ども達の教育環境が損なわれることのないよう、十分配慮してほしいとの意見が出された。

報 告	頁 数
5 号	4

報告第6号

令和7年度守谷市社会教育指導員の採用について

守谷市社会教育指導員規則（令和2年教育委員会規則第1号）第7条に基づき、守谷市社会教育指導員を次のとおり採用します。

※ 第7条（推薦等）抜粋

教育長は、社会的信望があり、活動的な者であって、かつ、次に掲げるいずれかの要件を満たす者のうちから、翌会計年度の指導員の候補者として教育委員会に推薦するものとする。

- (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく教員の免許状（臨時免許状を除く。）を有する者
- (2) 社会教育又は学校教育に関する豊かな識見と経験を有し、かつ、社会教育に関する指導技術を身に付けている者

No.	氏 名	担当業務
1	ほりこし まさひろ 堀越 正弘	家庭教育、地域学校協働活動、放課後子ども総合プラン
2	こぐち かつひろ 小口 勝洋	
3	ふくだ まさお 福田 正雄	
4	のぐち かずひこ 野口 和彦	

令和7年3月26日 報告
守谷市教育委員会
教育長職務代理者 河原 健

報告	頁数
6号	1

守谷市社会教育指導員規則

(設置)

第1条 市民の社会教育諸活動に対する助言，指導及び学習相談をより充実させ，社会教育の振興を図るため，守谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に社会教育指導員（以下「指導員」という。）を置く。

(身分)

第2条 指導員は，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする。

(任期)

第3条 指導員は，市民の社会教育活動に対して，次に掲げる事項について助言，指導及び学習相談を行うものとする。

- (1) 各種の学級，講座等における学習プログラムの編成と学習内容に関する事項
- (2) 社会教育関係団体の育成並びに学習グループ及びサークルの育成に関する事項
- (3) 学校，家庭及び地域の連携並びに社会教育及び学校教育の連携に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか，教育委員会が必要と認める事項

(知識及び技術の習得)

第4条 指導員は，常に前条に規定する職務を遂行するために必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。

2 教育長は，前項の知識及び技術の習得のために必要な研修を行うものとする。

(定数)

第5条 指導員の定数は，4人以内とする。

(1週間の勤務日及び時間)

第6条 指導員の1週間当たりの勤務日及び勤務時間は，勤務日にあつては3日，勤務時間にあつては23時間15分を下回らない範囲内で，教育委員会が定める。

(推薦等)

第7条 教育長は，社会的信望があり，活動的な者であつて，かつ，次に掲げるいずれかの要件を満たす者のうちから，翌会計年度の指導員の候補者として教育委員会に推薦するものとする。

- (1) 教職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく教員の免許状

（臨時免許状を除く。）を有する者

- (2) 社会教育又は学校教育に関する豊かな識見と経験を有し，かつ，社会

教育に関する指導技術を身につけている者

- 2 教育長は、前項の規定による推薦すべき指導員の候補者が見つからないときは、市広報紙への掲載、インターネットの利用等により公募を行うものとする。

(選考)

第8条 教育委員会は、前条第1項の規定による候補者又は同条第2項の規定による公募による者（以下「候補者等」という。）が、指導員に係る能力及び適正を有するかどうかについて、当該候補者等の経歴等に基づき判定するものとする。

(解任)

第9条 教育委員会は、指導員が次のいずれかに該当する場合は、その意に反して指導員を解任することができる。

(1) 勤務成績が良好でない場合

(2) 勤務の遂行に支障がある場合

(3) その他職務の遂行のために必要な適性を欠くと認められる場合

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

報告第7号

令和7年守谷市議会3月定例会月議会について（教育委員会所管分）

- 1 議案第18号 守谷市教育委員会教育長の任命について P2～P4

議決日 令和7年3月 日

議決結果 原案

- 2 議案第34号 令和6年度守谷市一般会計補正予算（第8号）
（教育委員会所管分）・・・・別紙資料②

議決日 令和7年3月 日

議決結果 原案

- 3 議案第39号 令和7年度守谷市一般会計予算（教育委員会所管分）
・・・・別紙資料③

議決日 令和7年3月 日

議決結果 原案

- 4 「市政に関する一般質問」について・・・・別紙資料④

別紙のとおり

令和7年3月26日 報告
守谷市教育委員会
教育長職務代理者 河原 健

報告	頁数
7号	1

議案第18号

守谷市教育委員会教育長の任命について

下記の者を守谷市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 茨城県守谷市本町

氏 名 な ばた 奈幡 ただし 正

年 齢 60歳

令和 7 年 3 月 3 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日

報 告	頁 数
7 号	2

議 案	頁 数
18号	1

提案理由（議案第18号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、守谷市教育委員会教育長 町田 香 氏が令和6年12月31日をもって辞職したため、後任として 奈幡 正 氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により提案するものです。

よろしく御審議の上、御同意のほどお願いいたします。

報 告	頁 数
7 号	3

議 案	頁 数
18号	2

略 歴

な ばた ただし
奈 幡 正

60歳

昭和63年 3 月	創価大学教育学部児童教育学科卒業
昭和63年 4 月	茨城県水海道市立水海道小学校勤務（教諭）
平成 8 年 4 月	茨城県取手市立戸頭中学校勤務（教諭）
平成16年 4 月	茨城県取手市立六郷小学校勤務（教諭）
平成20年 4 月	茨城県教育委員会事務局指導主事（県南教育事務所勤務） 茨城県取手市教育委員会へ派遣
平成25年 4 月	茨城県守谷市立松ヶ丘小学校勤務（教頭）
平成27年 4 月	茨城県教育委員会事務局指導主事（県南教育事務所勤務） 茨城県守谷市教育委員会へ派遣
令和 2 年 4 月	茨城県守谷市立守谷小学校勤務（校長）
令和 3 年 4 月	茨城県守谷市教育委員会勤務（参事）
令和 5 年 4 月	茨城県守谷市立黒内小学校勤務（校長）
令和 7 年 3 月	茨城県公立学校教員退職予定

現在に至る

報 告	頁 数
7 号	4

議 案	頁 数
18号	3